

大津市外郭団体の在り方に関する基本方針

令和5年3月31日制定

1 はじめに

外郭団体は、市民生活に密着した様々な分野で公の施設の管理や公的サービスの提供を行うなど、市政推進のパートナーとして重要な役割を果たしてきたところである。

市民のニーズが複雑・多様化する中で、外郭団体とともに市政を推進していくに当たり、より緊密な連携の下、限られた人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に事業を実施していくため、外郭団体に期待される事項と市の外郭団体に対する関与の在り方について定めるものである。

2 対象となる外郭団体

(1) 外郭団体の定義

この基本方針において、「外郭団体」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

ア 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

イ 市の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人のうち、市が継続的に人的又は財政的な支援をしているなど、アに掲げる法人に準じて取り扱う必要があるもの

(2) 対象となる外郭団体

ア この基本方針の対象とする外郭団体は次の表に掲げる法人とし、法令等に基づく独自の評価制度による評価を受ける地方独立行政法人市立大津市民病院及びびわ湖ブルーエナジー株式会社並びに株式売却により出資比率が4分の1を下回ることが見込まれる株式会社大津ガスサービスセンターは対象としないこととする。

公益財団法人大津市公園緑地協会
公益財団法人大津市国際親善協会
一般財団法人大津市勤労者互助会
公益社団法人びわ湖大津観光協会
公益社団法人大津市シルバー人材センター
一般社団法人大津市スポーツ協会
社会福祉法人大津市社会福祉協議会
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
浜大津都市開発株式会社
株式会社まちづくり大津

イ この基本方針の対象とする外郭団体については、外郭団体を取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化、外郭団体の経営状況や設立目的の達成状況、市の財政的及び人的な関与の状況を踏まえて適宜に見直すものとする。

3 外郭団体に期待される事項

(1) 基本的事項

ア 市政推進のパートナーとして、本市の政策・施策と緊密な連携の上、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ機動的に対応し、民間の経営ノウハウを活用しながら、公的サービスの提供を行うものとする。

イ 独立した法人格を持つ法人として、自らの責任による経営を行うとともに、自主的な経営改革に取り組むものとする。

ウ 中期経営計画を策定し、その実行及び進捗管理を行うものとする。中期経営計画は、事業年度ごとに具体的な数値目標を明らかにし、その達成状況が確認できるようなものとする。

(2) 組織及び人事

ア 組織は、団体の事業規模に応じたものとし、簡素で効率的な執行体制とするものとする。

イ 役職員の職務権限や責任を明確にするとともに、意思決定過程の透明化を図るものとする。

ウ 役員については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間から積極的に登用するものとする。

エ 給与制度は、外郭団体の事業内容や経営状況を踏まえた内容とするものとする。

(3) 財務

ア 財務状況を的確に把握し、財務指標が悪化している場合には早期に財務の健全化に取り組むものとする。

イ 外郭団体の資金運用については、安全性を重視した上で、より効果的な運用に努めるものとする。

ウ 自主的・自立的な経営に向け、収益事業の実施（拡大）、賛助会費や寄附金の募集など、自主財源の確保に努めるものとする。

エ 公認会計士等を監事（監査役）に充てるか、公認会計士等による臨時的な監査手続や会計指導を受けるなど、外部の専門家を活用した監査体制の強化に努めるものとする。

(4) 事業運営

ア 事業運営は、本市との適切な役割分担と緊密な連携の下に行うものとする。

イ 社会情勢の変化や市民ニーズの把握に努め、これらに応じた新たな事業の企画及び実施並びに既存事業の見直しに努めるものとする。

ウ 事業運営を適切に実施する体制を確保するため、内部統制の整備及び運用に努めるものとする。

(5) 情報公開及び情報発信

事業運営及び経営状況の透明性を高めるため、ホームページ等を活用して事業報告書、決算報告書等の情報を積極的に公開するものとする。また、インターネットによる外郭団体の情報発信にも努めるものとする。

4 市の外郭団体に対する関与の在り方

(1) 基本的事項

ア 外郭団体が公的サービスの重要な担い手であり、市政推進のパートナーであることを踏まえ、外郭団体との適切な役割分担と緊密な連携が確保されるよう、必要な措置を講じること。

イ 外郭団体は、独立した法人格を持つ法人として、自らの責任による経営を行うとともに、自主的な経営改革に取り組むことが求められるが、その経営状況は市の財政や公的サービスの提供に少なからず影響があることから、外郭団体の自主性や独立性を尊重するとともに、外郭団体に対する関与権限の範囲を踏まえた上で、その経営状況に応じて適切な関与を行うこと。

ウ 外郭団体を取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化に留意するとともに、外郭団体に対してその設立目的及び中期経営計画の達成状況に関する評価の実施及び報告を適宜求めた上で、財政的及び人的関与の妥当性について定期的に確認すること。

(2) 財政的関与

ア 外郭団体に対する補助金等の支出については、大津市補助制度適正化基本方針の定めるところにより、引き続きその適正化を図ること。

イ 市からの委託料等が事業収入の大半を占める外郭団体について多額の利益剰余金や積立金が発生しているときは、その原因を検証し、必要と認めるときは、委託料等の額の適正化、契約手法の見直しその他の措置を講じること。

ウ 経営状況が悪化している、又は今後悪化するおそれがある外郭団体に対しては、地方自治法や会社法等に基づき適切な指導・関与を行うこととし、その基準は次のとおりとする。

- (7) 外郭団体の当該年度の資産が負債を上回り、かつ、当期正味財産増減額（当期純利益）がプラス又は2期以上連続のマイナスではない場合、外郭団体の自主的な経営改革を優先するものとし、市の指導・関与は必要最小限のものとする。
- (イ) 外郭団体の当該年度の資産が負債を上回り、かつ、当期正味財産増減額（当期純利益）が2期以上連続でマイナスの場合、外郭団体の経営状況について必要な聴取り等を行い、一層の経営改革を促すこと。
- (ウ) 外郭団体の当該年度の負債が資産を上回った場合、外郭団体に対し経営の早期改善に向けた助言・指導等を行うこと。

(3) 人的関与

- ア 外郭団体の経営責任の所在を明確にするとともに、その自主性や独立性を確保するため、代表者又は専務理事その他の常勤役職員としての派遣は、原則として行わないこと。
- イ 非常勤役員としての派遣についても、一定の経営責任を問われる立場に置かれることを踏まえてその必要性を十分に検討すること。この場合において、その検討に当たっては、次に掲げる事項を考慮すること。
 - (7) 本市の政策・施策との緊密な連携を図る上で必要不可欠か。
 - (イ) 経営状況の把握や経営改善の取組を進める上で必要不可欠か。
 - (ウ) 当該外郭団体の円滑な事業執行を図る上で必要不可欠か。
- ウ 役員としての派遣をする場合にあっては当該役員としての職責を十分に果たすことができる者を派遣すること。この場合において、市の人事異動等による役員の欠員が生じないよう、選任手続について外郭団体と調整すること。
- エ 指定管理者に指定している外郭団体への派遣は、利益相反を生じさせる可能性があることから、その必要性を慎重に検討すること。

(4) 経営状況の把握及び公表

外郭団体に対する支援や指導・関与の在り方を検討するための基礎資料として、外郭団体の概要、組織の状況、財務情報、市の財政的関与の状況等を記載した外郭団体経営状況等調査票を毎年作成し、公表すること。

5 実施体制

外郭団体の経営状況の把握や経営改善に関する指導その他の関与は当該外郭団体との連絡調整を所管する所属（以下「所管課」という。）が行うものとし、所管課による外郭団体に対する関与の状況の総括及び所管課への助言を総務部行政管理室が行うものとする。